

第 2 次熊谷市総合振興計画後期基本計画策定方針

令和 4 年 4 月 1 8 日

市長決裁

1 計画策定の趣旨

本市は、平成 30 年 3 月に第 2 次熊谷市総合振興計画基本構想及び前期基本計画を策定し、市の将来都市像として「子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷」を掲げ、その実現に向けて施策や取組を展開している。現行の前期基本計画の計画期間終了後も計画的な行政運営を行っていくため、後期基本計画を策定するものである。

2 計画の構成と期間

第 2 次総合振興計画	基本構想	平成 30 年度～令和	9 年度
	前期基本計画	平成 30 年度～令和	4 年度
	後期基本計画	令和 5 年度～令和	9 年度

3 基本的な考え方

総合振興計画は、本市の最上位計画であり、将来の行政需要やまちづくりの方向性等を市民と行政が共有するとともに、これからのまちづくりに向けた施策を総合的かつ体系的にまとめる計画として策定するものである。

後期基本計画の策定に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 基本構想

基本構想策定後の社会経済情勢の変化は目まぐるしく、本市を取り巻く情勢も大きく変化している。また、都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）が改訂され、土地利用方針も大きく変わっていることなどから、基本構想を一部見直すこととする。

(2) 基本構想に基づく計画

基本構想は、本市を取り巻く社会情勢の変化、計画期間を基にした将来予測等を踏まえ、市民が求める市の将来像を具体化し、まとめたものである。後期基本計画の策定においても、基本構想に掲げた将来像「子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷」を踏襲しつつ、その実現のための新たな政策を加え、総合的かつ体系的にまとめることとする。

(3) 行政評価制度との連動

行政評価制度を活用して前期基本計画の総括と評価を行い、その結果を踏まえ、これからのまちづくりにおける課題を明らかにする。

後期基本計画においても各施策に数値目標を掲げることとし、施策の進捗状況を客観的に検証できるようにする。

(4) 重点を明確にした計画

まちづくりにおける課題に横断的に取り組むことができるよう、横断的な取組としてリーディングプロジェクトを位置付けるとともに、目標達成度を図るための成果指標や「めざそう値」を設定し、必要に応じ、前期基本計画からの見直しを行う。

(5) 市民参画

市民の声を広く反映できるよう市民参画の機会の充実を図るとともに、効果的、効率的な手法を取り入れる。

(6) 職員参加

総合振興計画は、本市の最上位の計画であることから全庁的な体制を整備し、策定作業を行う。

(7) 時代の変化に対応した計画

SDGs や自治体DXの推進、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立等、本市を取り巻く環境が変化する中、将来に向け柔軟に対応しうる計画とする。

また、都市計画マスタープランと始めとする各種計画の策定・実行に当たって蓄積された成果を基本計画に生かし、整合性を図った計画とする。

4 策定体制

(1) 熊谷市総合振興計画審議会

熊谷市総合振興計画審議会条例（平成 18 年 3 月 23 日条例第 29 号）に基づき組織する。審議会は市長の諮問に応じて、市の総合振興計画に関する事項を調査審議し、本計画に関する答申を行う。

(2) 市民参加

本市の現状及びまちづくりの課題を把握し、本計画の策定及び今後の市政運営に活用するため、まちづくり市民アンケートを反映する。

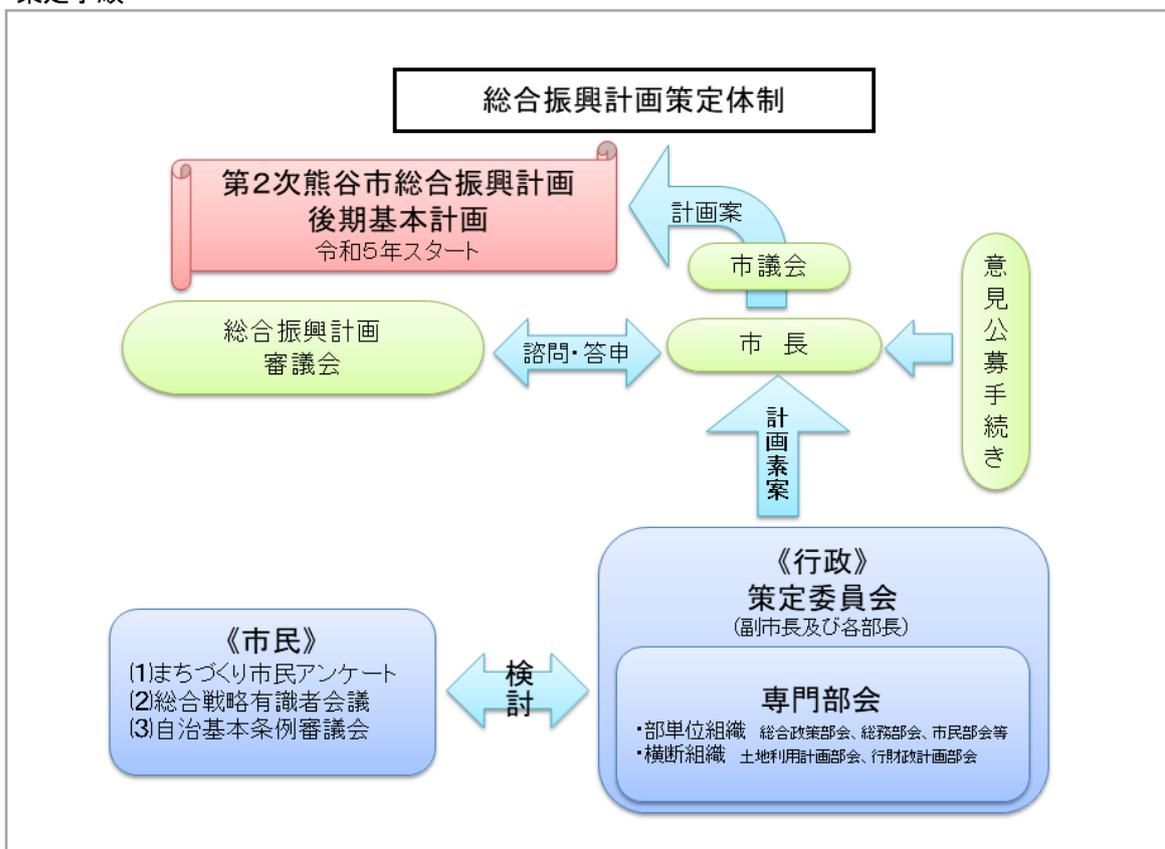
様々な分野からの意見を聴取するため、総合戦略有識者会議や自治基本条例審議会を活用する。

市民の多様な意見を本計画の策定過程において、意見提出（パブリックコメント）を実施し、活用する。

(3) 庁内体制

熊谷市総合振興計画策定委員会規程（平成 18 年 3 月 31 日訓令第 5 号）に基づき、副市長を委員長として、部長からなる総合振興計画策定委員会を組織する。また、部単位の専門部会と、横断的部会として行財政計画部会、土地利用計画部会を置く。

5 策定手順



6 計画策定にあたって整合、あるいは検討すべき計画等

- (1) 熊谷市総合戦略
- (2) 熊谷市公共施設等総合管理計画
- (3) 熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (4) 熊谷市都市計画マスタープラン、立地適正化計画
- (5) 熊谷市地域公共交通網形成計画
- (6) 新市建設計画
- (7) 新市基本計画
- (8) 各部局の構想及び計画
- (9) 埼玉県5か年計画
- (10) 国土形成計画（全国計画、広域地方計画）
- (11) 国土強靱化計画
- (12) 市長が掲げる7つの基本政策
- (13) その他

7 前提条件の整理

- (1) 将来人口推計（総合戦略）
- (2) 財政フレームの検証
- (3) 施設や道路等の整備状況の把握